

平成30年度

監査結果報告書

(前期)

定期監査

室蘭市監査委員

目 次

室監報第6号 定期監査の結果に関する報告の提出について	1
第1. 監査期間	2
第2. 監査執行箇所及び書類審査年月日	2
第3. 監査執行者	2
第4. 監査の範囲	2
第5. 監査の方法	3
第6. 監査の結果	3
1. 行政マネジメント推進室	4
2. 総務部	4
3. 市立室蘭総合病院事務局	5
4. 都市建設部	6
5. 水道部	6

室 監 報 第 6 号
平成30年10月9日

室 蘭 市 長 青 山 剛 様

室蘭市議会議長 金 濱 元 一 様

室蘭市監査委員 松 岡 喜代孝

室蘭市監査委員 児 玉 智 明

平成30年度定期監査の結果に関する報告の
提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定
に基づき、定期監査を執行したので、同条第9項の規定に
より、その結果を次のとおり提出します。

第1. 監査期間

平成30年4月3日から平成30年8月28日まで

第2. 監査執行箇所及び書類審査年月日

執行箇所	書類審査年月日
行政マネジメント推進室	平成30年5月10日
【総務部】	
総務課・主幹〔都市交流〕	平成30年5月8日
秘書課	平成30年5月9日
広報課	
防災対策課	
職員課	平成30年5月10日
【市立室蘭総合病院事務局】	
総務課	平成30年5月14日、15日
医事課	
【都市建設部】	
土木課	平成30年5月16日
都市政策推進室	平成30年5月17日
建築課	平成30年5月21日
建築指導課	平成30年5月22日
市営住宅課	平成30年5月23日
【水道部】	
総務課	平成30年5月29日、30日
料金課	
水道施設課	平成30年5月31日
下水道施設課	

第3. 監査執行者

監査委員 松岡 喜代孝

監査委員 児玉 智明

第4. 監査の範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行及びこれらに関連する事務並びに経営に係る事業の管理状況

第5. 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかを主眼として、関係職員からの説明聴取を行うとともに、関係書類の抽出による検査、実地調査により監査を実施した。

第6. 監査の結果

全体を通じておおむね適正に処理されていると認められた。

また、公金取扱事務については、関係職員から公金の管理状況を聴取するとともに、金庫の実地調査により監査を実施したところ、適正に処理されていると認められた。

今回の監査では、これまでも指摘してきた、行政財産目的外使用料の算定誤りや、時間外勤務手当の支給誤りが依然として見受けられている。

これは、担当職員が事務の執行に当たり、収入すべき金額または支給すべき金額の確認を怠っていたことに起因するものであり、各部においては、常に根拠法令等を確認するとともに、事務処理の誤りを未然に防止するチェック体制の徹底が望まれる。

今後とも、管理監督者は、決裁過程等における精査を十分に行うとともに、所属職員に対する適切な指導・助言に努められたい。

なお、監査箇所ごとの細部にわたる注意又は留意すべき軽易な事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告書では省略した。

以下、監査結果の概要は、次のとおりである。

1. 行政マネジメント推進室

(1) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) その他の事務について

收受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

2. 総務部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

ア. 行政財産目的外使用料の収入事務について

行政財産目的外使用料の算定において、計算違いにより、行政財産目的外使用料の誤りが見受けられた。

室蘭市会計規則第13条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(総務課)

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

ア. 時間外勤務手当・休日勤務手当の支出事務について

時間外勤務手当・休日勤務手当の支給において、勤務時間数の計算違いにより、時間外勤務手当支給額に誤りが見受けられた。

室蘭市職員の給与に関する条例第28条及び第33条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(総務課)

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

3. 市立室蘭総合病院事務局

(1) 収入事務について

医業収益及び医業外収益などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

4. 都市建設部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

ア. 行政財産目的外使用料の収入事務について

行政財産目的外使用料の算定において、許可期間における電力使用量の計算違いにより、行政財産目的外使用料の誤りが見受けられた。

室蘭市公有財産規則第25条により準用される第38条（別表第1）に基づき、適正な事務の執行に努められたい。（土木課）

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

5. 水道部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。